

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する  
政令案の概要

令和 8 年 7 月  
農林水産省農産局企画課

I. 改正の趣旨

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 55 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成 7 年政令第 98 号）について、米穀を原材料とする飲食料品、財務大臣の権限の国税庁長官への委任を定める等を行う。

II. 改正の概要

1 米穀を原材料とする飲食料品の指定

米穀を原材料とする飲食料品であって政令で定めるものとして、米穀粉、米穀のひき割りしたもの及びミール等を定める。（第 3 条関係）

2 生産調整方針に係る規定の削除

改正法により、生産調整方針に係る規定が廃止されることに伴い、施行令における関係規定を削除する。（第 4 条及び第 5 条関係）

3 権限委任に係る規定の新設

米穀を原材料とする酒類の製造に関する事項についての財務大臣の権限は、改正法第 38 条に規定するものを除き、国税庁長官に委任する。（第 17 条関係）

4 都道府県が処理する事務に係る規定の整備

都道府県知事の行う地域出荷販売事業者に関する勧告・命令及び主要食糧出荷等事業者に対する報告徴収・立入検査に関する事務については、「米穀の用途別の管理の方法に関するもの」に限る。（第 18 条第 1 項関係）

III. 施行日

改正法の施行の日（令和 9 年 4 月 1 日）